

平成22年3月30日  
号外第2号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規 則

- 秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（5・科学技術課）…………… 1
- 秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則（6・科学技術課）…………… 2
- 秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例施行規則を廃止する規則（7・産業経済政策課）…………… 2

## 規 則

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第五号

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田県工業技術センター条例施行規則（昭和五十七年秋田県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。  
別表YAGレーザ加工装置の項の前に次のように加える。

高 精 度 三 次 元 プ ロ ッ タ ー シ ス テ ム	七、〇〇〇円
-------------------------------	--------

別表セラミックス研磨装置の項の次に次のように加える。

高 速 引 張 試 験 機	一、三〇〇円
---------------	--------

別表多軸制御加工機の項の次に次のように加える。

非 接 触 三 次 元 デ ジ タ イ ザ ー	一、九〇〇円
-------------------------	--------

別表気孔率測定器の項の次に次のように加える。

熱 変 形 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン シ ス テ ム	一、五〇〇円
-------------------------------	--------

別表X線CT画像処理装置の項の次に次のように加える。

複 合 材 硬 化 成 形 用 オ ー ト ク レ ー プ	一、四〇〇円
落 錘 衝 撃 試 験 機	一、四〇〇円

別表炭化賦活炉の項の次に次のように加える。

熱 特 性 測 定 装 置	一、一五〇円
---------------	--------

### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

**秋田県規則第六号**

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県高度技術研究所条例施行規則（平成四年秋田県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表ヘッド浮上量測定機の項、高周波磁区スペクトル分析装置の項、アーク溶解炉の項、テープ試験機の項及びディスク用摩擦摩耗試験機の項を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

**秋田県規則第七号**

秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例施行規則を廃止する規則

秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例施行規則（平成十一年秋田県規則第三十二号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印刷所 株式会社 松原印刷社

印刷者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号